

住宅手当等経費助成

財団は、林業従事者の定着を促進するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表13 対象者及び助成率等

内容	対象者	助成率	備考
住宅手当の支給に要する経費	都内に事業所を有する林業経営体	10/10 以内 (上限 28,000 円/人・月)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が林業現場作業員として雇用する新規就労者が居住する住宅であること。ただし、借家・借間に限る。 新規就労者の正規雇用(雇用期間の定めがない雇用をいう。)後60カ月(5年間)の期間内の就労者を対象とする。
宿舍借上げに要する経費	都内に事業所を有する林業経営体	複数用宿舍：1/2 以内 (上限 31,250 円/施設・月) 単身用宿舍：1/2 以内 (上限 28,000 円/施設・月)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が林業現場作業員として雇用する新規就労者が居住する宿舍であること。 新規就労者の正規雇用(雇用期間の定めがない雇用をいう。)後60カ月(5年間)の期間内の就労者を対象とする。
宿舍借上げに要する経費 (他県労働力用)	<ul style="list-style-type: none"> 都内の森林整備を担う林業経営体 都内に事業所を有する林業経営体 	複数用宿舍：1/2 以内 (上限 31,250 円/施設・月) 単身用宿舍：1/2 以内 (上限 28,000 円/施設・月)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が都内の森林を整備するための、他県労働力用の宿舍であること。 1つの宿舍借上げ契約あたり60カ月(5年間)の期間内を対象とする。
助成基準 (1) 対象者が助成対象施設の借り上げ又は住宅手当の支給に要する経費であること (2) 対象者が借り上げる場合は、所有又は経営する施設ではないこと。 助成対象経費 (1) 雇用契約書等で規定されている住宅手当 (2) 借り上げ経費 ア 家賃 イ 共益費			